

令和4年1月17日

保護者の皆様

松島町教育委員会
教育長 内海 俊行
松島町立松島中学校
校長 永沼 昌一

新型コロナウイルス感染症対応について（お知らせとお願い）

初春の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より学校教育に関しまして御理解と御協力をいただいておりますことに、感謝申し上げます。

さて、感染性の高さが指摘される変異株の市中感染疑いの例が確認され、県内の感染者数が増加の傾向にあります。感染の再拡大を抑制するため、「出席停止」の扱いや教育活動を下記のとおり変更しますので御理解、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、学校でも手洗いや手指消毒、マスク着用等の感染予防について指導してまいりますので、引き続きご家庭でもお声掛けをよろしくお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に係る「出席停止」扱いについて（令和4年1月17日から）

- 以下のような場合、出席停止扱いとします。7が、変更点となり、同居家族に発熱等の風邪症状が見られた場合は出席停止といたします。
また、登校に不安がある場合等は学校にご相談ください。

	出席停止になる場合	出席停止の期間
1	感染した場合（陽性反応等）	保健所により退院の基準を満たしたと判断されるまでの間
2	保健所により濃厚接触者と判断された場合	保健所からの指示による期間
3	保健所により、接触者等として検査対象と判断された場合	検査の結果が判明するまでの間
4	医療機関を受診し、医師により検査対象と判断された場合	検査の結果が判明するまでの間
5	同居家族が2，3または4に該当することが判明した場合	同居家族の検査の結果が判明するまでの間
6	発熱等の風邪症状が見られる場合（発熱、頭痛、腹痛、咽頭痛、体のだるさ等）	症状が見られなくなるまでの間 ※1
7	同居家族に発熱等の風邪症状や体調不良がある場合	同居家族の症状が見られなくなるまでの間

※1 病院で受診して新型コロナウイルス感染症以外の診断が出た場合は、その診断による欠席扱いとします。それまでは、出席停止扱いとします。

2 学習について

- ・今後の感染状況を鑑み、感染予防対策を徹底した上で、通常の活動を目指していきます。

3 部活動について

- ・引き続き感染予防対策を徹底した上での活動とします。
- ・練習試合等に関しては、私立高校入試終了（2月3日）までの期間は、対外試合（大会等含む）を禁止とします。
- ・まん延防止等重点措置や緊急事態宣言等が発令された場合は、期間を延長します。